



薬液注入工事に係る施工管理について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成2年5月15日

受管第101号
平成2年5月15日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

土木部長

薬液注入工事に係る施工管理について（通知）

このことについて、建設大臣官房技術調査室長から別添写しのとおり通知があり、薬液注入工事に係る施工管理に当たって、下記の事項に注意し実施するよう受注者への指導をお願いします。

記

- 1 薬液注入量を正確に把握するため、薬液注入材料の入荷時における数量、品質に関する書類をその都度確認する事。
材料の検収を的確に行うこと。
- 2 薬液注入施工時における手抜きによる不正行為を防止するため、注
入量 - 注入圧のチャート紙、写真等の管理を適切に行うこと。

建設省技調発第110号の2
平成2年4月24日

北海道開発局
工事管理課長殿
沖縄総合事務局
開発建設部長殿
各都道府県
土木（土木建設）部長殿
各政令指定都市
建設（土木、道路）局長殿
各公団担当部長殿

建設大臣官房
技術調査室長

薬液注入工事に係る施工管理について

標記について、別添のとおり各地方建設局あて通知したので、参考とされたい。
（別添）

建設省技調発第110号の1
平成2年4月24日

各地方建設局
企画部長殿

建設大臣官房
技術調査室長

薬液注入工事に係る施工管理について

最近、一部の薬液注入工事において、手抜きによる不正行為の問題が生じているので、薬液注入工事に係る所管工事の執行にあたっては、下記の事項に留意し、適正な施工管理が行われるよう一層請負者を指導されたい。

記

- 1 薬液注入量を正確に把握するために、薬液注入材料の入荷時における数量、品質に関する書類をその都度確認する等材料の検収等が的確に行われるよう措置を講ずること。
- 2 薬液注入施工時における手抜きによる不正行為を防止するため、注入量 - 注入圧のチャート紙、写真等の管理を一層厳格に行うこと。